

札幌市応援者受入計画

～災害時の業務に関する応援者の要請・受入について～

令和8年3月



札幌市

<< 目次 >>

総則

1	計画の基本方針	1
1-1	計画の目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-2-1	計画の策定根拠(防災基本計画)	2
1-2-2	地域防災計画、業務継続計画との関係	2
1-3	計画の発動・解除	3
1-3-1	計画の発動	3
1-3-2	計画の解除	3
2	計画の前提条件	4
2-1	対象とする事象	4
2-2	対象業務(受入対象業務)	4
3	応援者受入体制	10
3-1	応援調整チーム	10
3-1-1	応援調整チームの位置づけ	10
3-1-2	応援調整チームの役割	10
3-1-3	応援調整チームとその他の受入体制	11
3-1-4	応援調整チームの構成	13
3-2	各局区の応援受入体制(庶務担当班、受入担当者)	13
4	応援の要請・受入・撤退	14
4-1	応援受入等に係る基本的な流れ	14
4-1-1	応援受入等	14
4-1-2	国及び他の地方公共団体等による支援	17
4-2	応援要請・受入の対応方針	20
4-2-1	費用負担	20
4-2-2	応援者に持参することを呼びかける物資等	20
4-2-3	応援者の滞在場所等	20
4-3	応援の撤退要請	21
4-4	応援者への配慮	21
5	各受入対象業務にあらかじめ定める事項	22
5-1	検討事項	22

5-1-1 指揮調整体系(応援者への指揮命令)	22
5-1-2 情報処理活動(応援者との情報共有)	22
5-1-3 現場対応環境(応援者のために確保するもの)	23
5-2 整理及び管理方法	24
5-2-1 各課が作成するシート	24
5-2-2 管理方法	24
6 継続的改善	26
6-1 応援受入体制を維持・向上させるための今後の取組み	26
6-1-1 継続的維持・向上	26
6-1-2 本計画の職員等への浸透・定着	26
6-2 応援受入体制を維持・向上させるための推進体制	26
7 応援要請等に係る様式集	28

1 計画の基本方針

1-1 計画の目的

大規模な地震災害が発生した場合には、行政自身も被災するため、職員や庁舎など多くの業務資源を喪失する一方、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な業務が発生し(図 1-1)、外部からの応援を受けながら、自治体としてそれらを迅速かつ的確に処理しなければならない。しかしながら、過去の大規模災害では、他の行政機関や応援者を円滑に運用することができない事例があった。

被災自治体の業務内容や地理に精通していない応援者が円滑に業務支援を行うためには、受入れを担当する側が、事前の準備や受入体制の構築を十分に行う必要がある。

そのため、災害時に札幌市の行政機能だけでは対応が困難となった場合でも、他の行政機関、民間団体等からの支援を最大限活用して適切な対応が行えるように、札幌市では支援を要する業務や応援受入体制等を事前にかつ具体的に定めた「札幌市応援者受入計画」(以下、「受入計画」という。)を平成28年7月に策定した。地震被害想定の見直しに伴う「札幌市業務継続計画(地震災害対策編)」の改定や、札幌市の行政組織の変更等に合せて、受入計画の改定を行う。

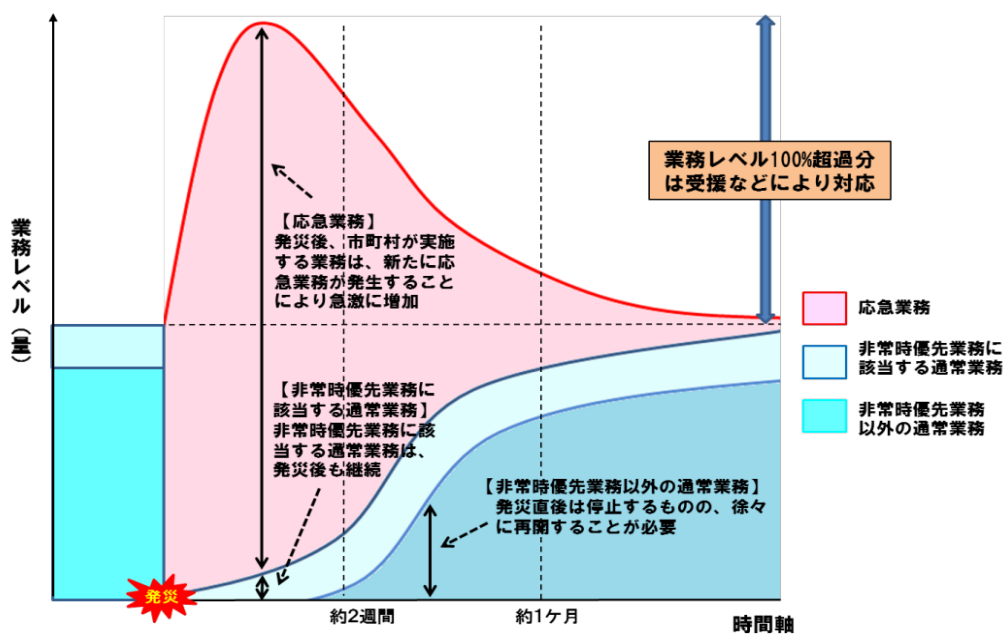


図 1-1 発災後に市町村が実施する業務の推移

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月 内閣府(防災担当)）

1-2 計画の位置づけ

受入計画の策定根拠は、以下のとおりである。

1-2-1 計画の策定根拠(防災基本計画)

(1) 防災基本計画

防災基本計画は、内閣総理大臣の諮問機関である中央防災会議が定める計画であり、全国の自治体が定める地域防災計画はこれに基づいて定めなければならない。

防災基本計画では、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えとして、以下のとおり、地方公共団体が受援計画の策定等により、業務継続性の確保を図ることを定めている。

防災基本計画(第2編 各災害に共通する対策編 1章6節2項(5))

○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

1-2-2 地域防災計画、業務継続計画との関係

札幌市の防災対策の基本となる計画である札幌市地域防災計画(地震災害対策編)(以下、「地域防災計画」という。)では、平時に実施する予防業務、災害時に実施する災害応急対策業務及び災害復旧・復興業務について、具体的な実施事項や主体等を記載している。しかし、災害時にこれらの業務を適切に実施することは、業務実施に必要な資源確保等の観点から容易ではない。

このため、地域防災計画の業務だけでなく、通常業務も対象として、災害時に優先的に実施すべき“非常時優先業務”の実施に係る実効性を向上させるための計画として、本市では、札幌市業務継続計画(地震災害対策編)(以下、「業務継続計画」という。)を策定している。

本計画は、業務継続計画の関連計画として、他都市職員や民間団体等の外部からの応援受入れや、本市内部の人員調整を行うことで職員の不足を補うなど、人材や資機材等の業務資源の面から業務継続性を確保するための計画である。

1-3 計画の発動・解除

受入計画は、発動時期及び計画の解除に関する条件は、業務継続計画に準ずるものとする。

1-3-1 計画の発動

本計画は、業務継続計画が発動した場合で、かつ、大規模な応援の受入れが必要であると札幌市災害対策本部長(以下、「本部長」という。)または代理者が認めた場合に発動する。

1-3-2 計画の解除

本計画の解除は、業務継続計画が解除された場合で、かつ、応援調整チームでの総合的な応援受入調整の必要がない状況であると本部長または代理者が認めた場合に解除する。

ただし、中長期に渡り応援を受ける必要がある場合等には、計画の解除後においても各部所は個別に応援の受入れを継続する。

2 計画の前提条件

2-1 対象とする事象

本計画では、大きな被害が想定される大規模地震災害を対象とする。

なお、地震災害以外の事象の場合には、非常時優先業務や応援の受入れに適した業務が地震災害と異なる場合があるが、共通する業務については一定の準用が可能である。

2-2 対象業務(受入対象業務)

災害時には、非常時優先業務を実施するために必要な業務資源が不足する可能性がある。そこで、業務資源の不足を補うために、あらかじめ行政機関等から応援の受入れに適した業務(以下、「受入対象業務」という。)を選定した。

受入対象業務の範囲は図 2-1、受入対象業務の主な要件は表 2-1、各局区の受入対象業務は表 2-2 本計画における各局区の受入対象業務一覧のとおりである。

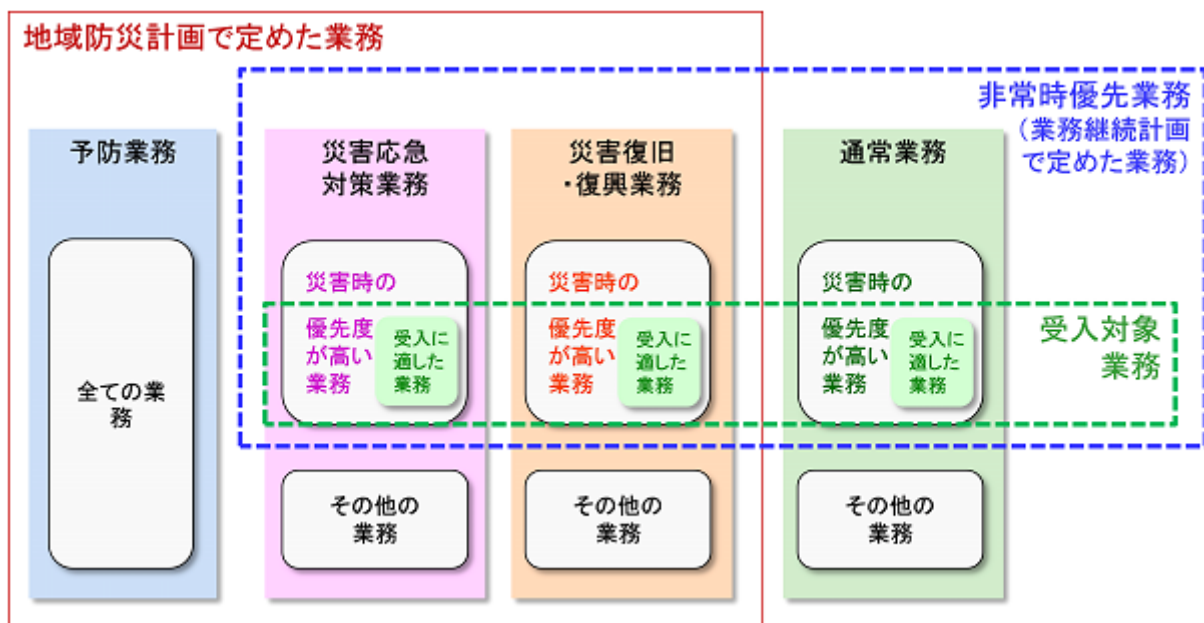


図 2-1 受入対象業務の範囲

表 2-1 受入対象業務の主な要件

■本計画で受入対象とする業務の主な要件

- ・短期間で完了しない業務
 - ・担当部所以外の人(本市他部所職員、他の行政機関、民間団体等)でも、技術的に対応できる業務
 - ・重要な意思決定や重大な責任を伴わない業務
- 等

表 2-2 本計画における各局区の受入対象業務一覧(令和4年11月時点)

危機管理局	気象予報などの受理・収集等及び各部・各区本部への伝達
	各種通報の受理等
総務局	要配慮者としての在住外国人への支援
	国際広報
	海外からの支援・救助に係る連絡調整
	報道機関に対する情報の提供
	ホームページ等による市民への広報(各部との調整を含む)
	災害に関する写真、映像等による記録
財政局	り災証明(ただし、火災を除く。)の申請受付・発行
	り災世帯、人員、り災家屋等被害の調査及び報告
	普通財産及び基金に属する不動産の管理
保健福祉局	災害時緊急生活相談
	災害ボランティアセンター運営体制の確立
	在宅障がい者の救護対策に関すること
	補装具の処方及び適合
	治療センター入所児童への生活支援及び心理治療
	避難場所等への巡回診療及び保健指導計画に関すること
	情報の収集・共有・伝達
	市内医療機関等の被害状況及び医療機関の診療可否等の情報の収集及び提供
	防疫活動に関すること
	家屋の消毒等に関すること
	死体火葬対策
	被災動物の保護収容に関すること
	死亡動物の処理に関すること

保健福祉局 保健所医療対策室 (令和4年11月時点)	発生届提出状況の確認・発生届未提出の医療機関への催促連絡
	他市町村との陽性者の移管に係る連絡調整
	HER-SYSへの陽性者情報の入力
	支援ツールへのHER-SYSデータの取り込み
	新規陽性者(赤判定)の聞き取り・療養判定
	問診サイト、入力代行コールセンターの運営管理、キャッチアップ、アウトバウンド業務
	陽性患者情報のデータ管理・リスト作成
	受け入れ可能病院及び病床の確認
	入院患者の決定
	患者と病院のマッチング及び受け入れ病院との連絡調整
	患者の状態変化等による入院・転院調整
	入院決定後の患者への連絡
	入院待機者等の健康観察

子ども未来局	児童の一時保護(児童相談所長が定めたものに限る。)
	児童の行動観察及び生活指導(児童相談所長が定めるものに限る)
	児童福祉施設(児童会館、保育所、母子生活支援施設を除く)の被害状況把握及び入所者等の救護対策
	児童に対する措置又は委託の決定に関する事(児童相談所長が定めるものに限る)

経済観光局	生活物資供給協定などに基づく緊急輸送物資の輸送に関する事
	災害時の輸送協力協定などに基づく緊急輸送物資の輸送に関する事
	農業施設等の応急対策及び被害調査
	農産物及び畜産の応急対策及び被害調査

環境局	家庭廃棄物の収集及び運搬
	仮設トイレの設置
	し尿の収集及び処理
	災害による大気汚染、水質汚染等の拡大防止対策
	その他災害時における環境保全及び公害防止対策
	倒壊物の解体、撤去及び処理運搬に伴う公害防止対策

建設局	所管施設等の本復旧(災害復旧事業等)の調査
	所管施設等の本復旧計画
	所管施設等の本復旧(災害復旧事業等)
	発注工事における被害調査及び復旧に関する事

下水道河川局	所管施設等の本復旧(災害復旧事業等)の調査
	河川施設の応急復旧工事
	所管施設等の本復旧(災害復旧事業等)
	管路施設等の緊急対応(調査及び措置)
	管路施設等の被害調査及び応急復旧
	水再生プラザ、ポンプ場等の緊急対応(点検、調査及び措置)
	水再生プラザ、ポンプ場等の被害調査及び応急復旧
	発注工事現場(処理施設)における被害調査及び応急復旧

都市局	被災宅地危険度判定
	市営住宅の被害調査及び応急対策
	建設型応急住宅の計画及び連絡調整
	市営住宅の一時入居
	賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の入居
	住宅の応急修理
	住宅関連資金の融資及び補助
	市有建築物の被害調査及び応急対策
	市有建築物の復旧
	市有建築物の電気設備及び機械設備に関すること
	民間建築物の応急危険度判定(北海道へ判定士派遣要請)

水道局	緊急貯水槽における応急給水作業の開始
	重要施設に対する運搬給水作業の開始
	緊急貯水槽・緊急遮断弁付配水池等による拠点給水の実施
	運搬給水による現地給水活動の実施
	復旧幹線の仮設給水栓などによる拠点給水実施
	緊急遮断弁付配水池等からの運搬給水による現地給水活動の実施
	復旧支管の仮設給水栓などによる拠点給水の実施
	仮設給水栓等からの運搬給水による現地給水活動の実施
	仮配管からの各戸給水共用栓などによる拠点給水の実施
	各戸給水共用栓からの運搬給水による現地給水活動の実施
	配水本管応急復旧活動
	配水支管応急復旧活動
	第1止水栓までの給水管応急復旧活動

消防局	災害広報
	火災のり災証明の発行

病院局	給食者に対する食事の献立調理及び供給
	助産師および看護師の宿日直に関する事
	院内ボランティアの受け入れに関する事
	傷病者の応急医療、収容、介護および看護に関する事
	入院患者等の避難誘導および救護に関する事

区役所	各種通報の受理等
	区災害対策の連絡調整
	所属部からの被害状況報告(速報及び中間報告)の受理、収集等
	所属部との連絡調整及び災害対策に係る指令等の伝達。
	所属部からの災害情報などの受理、収集等
	気象予警報などの受理、収集等及び区本部内各班への伝達
	区民への災害に係る広報誌等の作成
	区民の相談及び要望等への対応の総括
	区災害に係る広報誌の配布
	地域住民に対する生活関連情報の提供
	各地域における災害情報等の収集及び伝達
	情報の収集・共有・伝達
	遺体の埋火葬証明等の発行に関する事。
	り災証明等(ただし、火災を除く。)の発行支援
	埋火葬の許可
	住民基本台帳
	道路、公園緑地等及び河川のパトロール
	道路通行障害物の除去
	《降雪期》区内の緊急輸送道路の除排雪
	道路、河川、橋梁、堤防等の被害調査及び応急対策
	《降雪期》避難場所連絡道路の確保
	公園緑地等の運営管理並びに街路樹等の管理及び維持補修
	避難場所の開設及び運営管理
	炊き出し等による食品給与
	食料及び救援物資の調達、受入れ及び配付
	その他区内社会福祉施設との連絡調整(健康・子ども課の所管に係るものを除く。)
	住民の安否確認及び避難者名簿の作成
	救援物資輸送に係る業者等との連絡調整
	避難者への情報提供及び広聴
	地域保健福祉の推進に係る事業の連絡調整
	災害ボランティアの連絡調整
	応急仮設住宅入居者の募集事務
	避難所の管理
	要配慮者二次避難所(福祉避難所)設置
	り災者に対する国民年金保険料の減免及び福祉年金受給者の支給停止及び解除

	り災者に対する国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免及び徴収猶予
	母子、成人及び老人の保健指導
	応急医薬品、医療資器材の受入、払出等
	管内要保健指導対象者の把握等
	保健指導
	食中毒及び感染症発生時における調査・処理
	被災者・従事者のメンタルヘルスケア対策の実施
	応急救護センターの設置及び運営管理
	応急救護所の設置及び運営管理
	管内医療関係情報の把握
	保健所との連絡調整
	管内における医療救護班との連絡調整
	管内要保健指導対象者の把握等
	避難場所等への巡回診療等の調整
	要介護避難者の安全確保
	遺体安置所の設置
	義援金品の受付、保管及び配付
	在宅高齢者、在宅障害者等の要介護住民の安否確認
	避難者の生活相談
	生活困窮者に対する緊急保護
	身元不明に係る病人及び死亡者の取扱いに関すること
	災害弔慰金、見舞い金、災害救護資金等の支給事務
	国民健康保険の資格取得及び被資格者証等の発行
	国民健康保険被資格者証等の再発行
	国民健康保険補助証の再発行(国民健康保険の給付)
	介護保険証の再発行
	後期高齢者医療被保険者証及び補助証の再発行

※区毎に選定した受入対象業務を併記(類似は統合)しているため、区毎に受入対象業務は異なる

※各局で本計画に相当する計画等を定めている業務は、本計画の対象外としている。(例:札幌市消防受援計画、17大都市等水道局災害相互応援に関する応援受入マニュアル)

3 応援者受入体制

3-1 応援調整チーム

過去の大震災の際、被災した市町村では、協定等を締結していない行政機関や民間団体等からの多くの応援の申し出に対して、窓口が不明確であったことなどから、適切に対応できず、応援を円滑に受入れることができないことがあったと言われている。また、行政機関や民間団体等からの応援の到着は、発災から数日後になると想定され、発災直後～数日間は本市内部の職員の配備により非常時優先業務を実施する必要がある。

これを踏まえ、本市内部の応援可能職員の配備や、主に協定等を締結していない行政機関や民間団体等に対する本市の総合窓口として、応援者と応援を必要とする部所の橋渡し役となる応援調整チームを設置する。

3-1-1 応援調整チームの位置づけ

市災害対策本部との連携が必要であることから、応援調整チームは市災害対策本部の一部門として設置する。応援調整チームの位置づけは、図 3-1のとおりである。

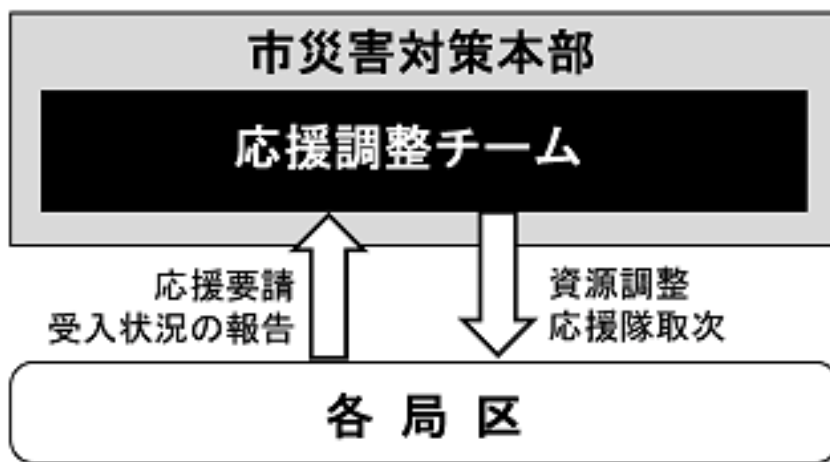


図 3-1 応援調整チームの位置づけ

3-1-2 応援調整チームの役割

応援調整チームの主な役割は、以下のとおりである。

- ・各局区の応援要請の集約、応援申出者の受付及び行政機関等への応援要請等の総括
- ・職員の動員及び配備に係る調整
- ・行政機関・民間団体等との連絡調整
- ・応援受入状況のとりまとめ
- ・災害ボランティアセンターとの連絡調整

(以下、市災害対策本部を通して行う業務)

- ・市災害対策本部会議における受入状況の報告等
- ・宿舎・野営地など各局区間における資源の調整
- ・被害状況及び応援に対するニーズのマスコミ、他都市等への情報提供

3-1-3 応援調整チームとその他の受入体制

(1) 応援者受入担当と応援者の関係性

応援者は、行政機関や企業、NPOやボランティアなど、多岐に渡ると想定される。

応援者を受け入れる窓口(応援者受入担当)としては、応援調整チームのほか、協定等を締結している各局区(担当部所)及び地域防災計画(応急第17節第2)に定める災害ボランティアセンターがある。

応援者受入担当と応援者との関係性を図 3-2に示す。

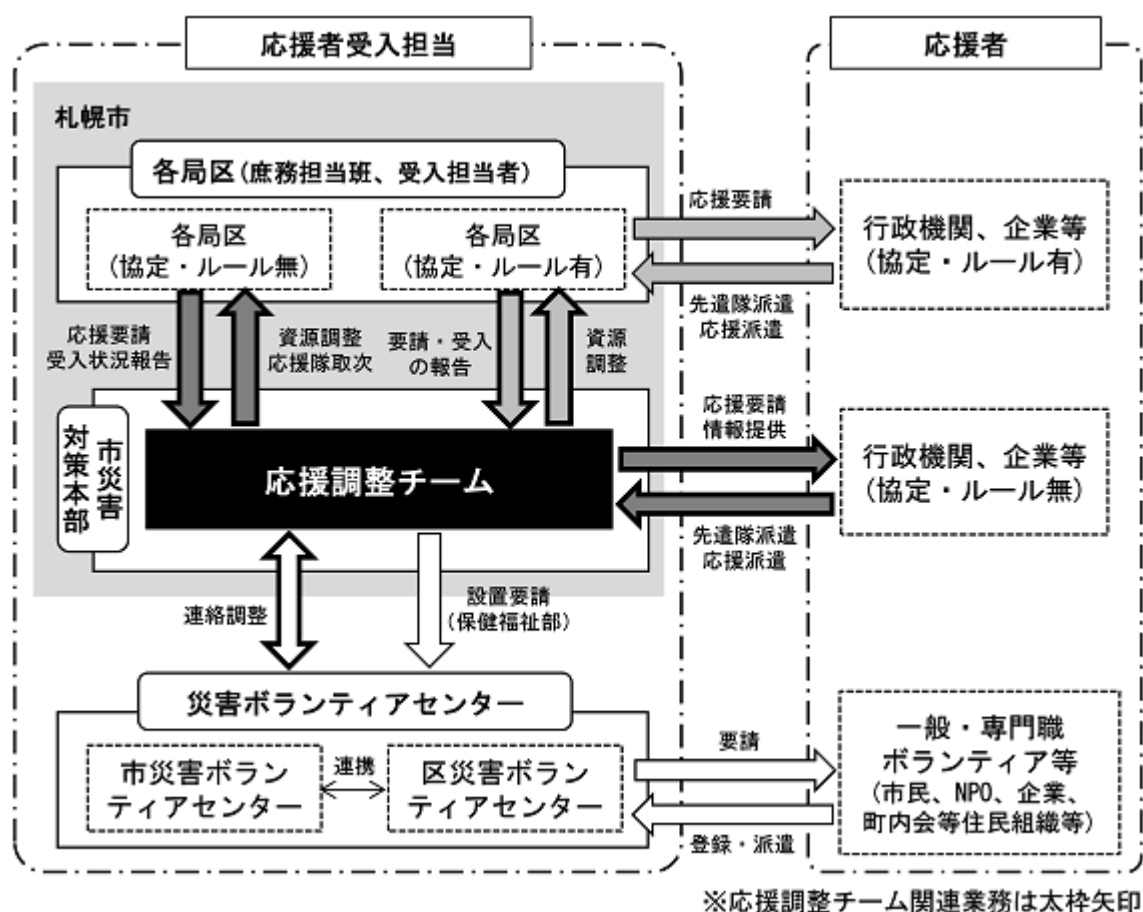
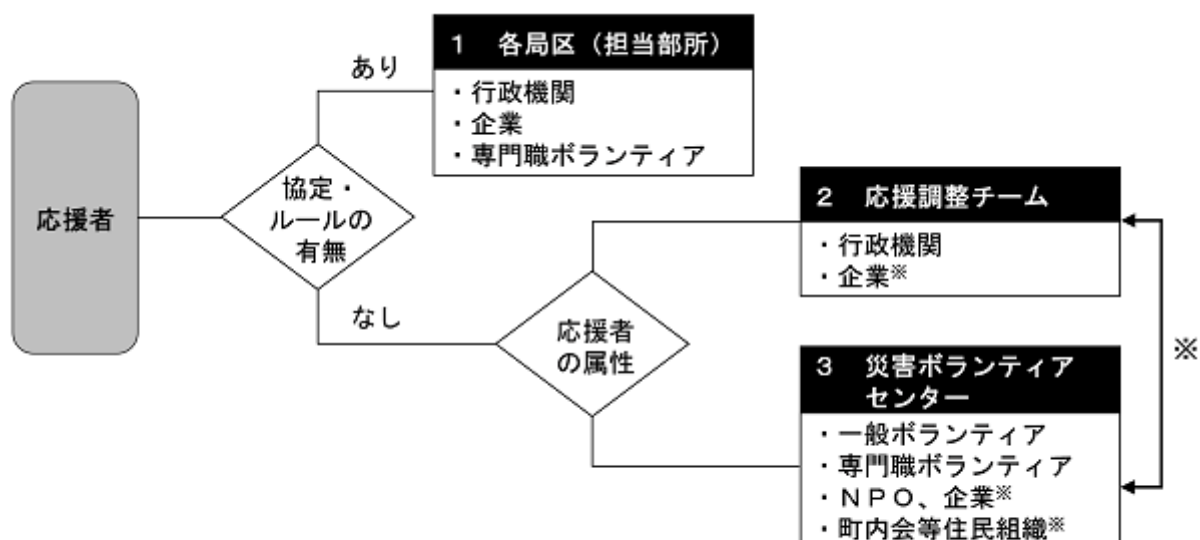


図 3-2 応援者受入担当と応援者との関係性

(2) 受付窓口と応援者の関係性

応援者からみた受付窓口の関係性は、図 3-3のとおりとする。

なお、企業、NPO、町内会等住民組織については、それぞれ応援調整チーム、災害ボランティアセンターを第一次的な受付窓口とするが、応援者の応援内容を確認し、表 3-1のとおり、それぞれの応援受入担当の受入対象であると判断した場合は、それぞれの応援者受入担当に対応を引き継ぐこととする。



※第1次的な受付窓口とする。応援者の支援内容を確認し、表3-1のとおり、それぞれ応援調整チーム又は災害ボランティアセンターの受入対象であると判断した場合は、それぞれの応援受入担当に引き継ぐ。

図 3-3 受付窓口と応援者の関係性

表 3-1 応援者受入担当の受入対象

応援受入担当	受入対象
1 各局区 (担当部所)	・あらかじめ締結した協定・ルール(例:覚書、申合せ)等に基づく連携先(応援調整チームの構成部が所管するものを除く)
2 応援調整 チーム	・行政機関(国、地方公共団体など) ・企業(労働力の提供など一般ボランティアと同様の場合を除く) ※以下の受入はカッコ内の条件を原則とする ・NPO(建設・設備等の専門性を有する応援、物資提供等の場合) ・町内会等住民組織(建設・設備等の専門性を有する応援、物資提供等の場合)
3 災害ボランティ アセンター	・一般ボランティア ・専門職ボランティア(各局区(担当部所)で受け付ける場合を除く) ※以下の受入はカッコ内の条件を原則とする ・企業(労働力の提供など一般ボランティアと同様の場合) ・NPO(応援調整チームで対応する場合を除く) ・町内会住民組織等(応援調整チームで対応する場合を除く)

3-1-4 応援調整チームの構成

応援調整チームは以下の職員で構成する。

(1) 統括者

危機管理局危機管理部長(市災害対策本部事務局次長を兼任)

(2) 事務局

事務局は危機管理局危機管理部、総務局行政部、総務局職員部、市民文化局市民自治推進室の4部の職員と、管理者として課長職1名で構成する。

なお、課長職1名は、危機管理部の課長職を第一優先として、応援調整チームを設置する都度、統括者が選定する。

また、事務局員が不足した場合は、市災害対策本部に要請し、事務局員を確保する。

3-2 各局区の応援受入体制(庶務担当班、受入担当者)

各局区の庶務を所管する班は、局区内の応援要請の集約・整理及び調整を行う。

また、受入対象業務ごとに受入担当者を定める(5-2-1のとおり)。

受入担当者の主な役割は、以下のとおりである。

- ・応援者との連絡調整
- ・業務実施に必要な資源の確保

(以下の役割は、各局区の庶務を所管する班を通じて行う。)

- ・応援調整チームへの応援要請
- ・応援調整チームへの受入状況に関する報告
- ・応援調整チームへの応援者の撤退に関する報告

4 応援の要請・受入・撤退

4-1 応援受入等に係る基本的な流れ

本節では、応援要請、受入、撤退に係る基本的な流れを示す。(図4-1のとおり)

応援者を必要とする課は、各局区の庶務を所管する班を通して応援の要請をすることとし、要請の希望を受けた庶務を所管する班は、局区内での調整が困難な場合に、応援調整チームに対して応援要請を進める。

受入対象業務として想定がなかったが、応援が必要となった業務について要請する場合も、以下の流れを準用する。

応援要請に係る各様式は、大規模な停電や通信環境の途絶に備え、あらかじめ印刷したものを保管すること。なお、非常時は電話連絡等による要請も可とする。

4-1-1 応援受入等

(1) 応援調整チームを介した応援受入

応援調整チームを介した応援受入については、以下の事項に留意することとする。

- ・応援調整チームと各局区の連絡は、各局区の庶務を所管する班をとおして行う。
- ・応援調整チームへ要請後、要請内容が充足したこと等により要請を取り消す場合は、必ず応援調整チームに報告する。
- ・国等の支援を要請する場合(4-1-2)は、統括班と調整する。

(2) 応援調整チームを介さない応援受入

応援調整チームを介さずに応援を受け入れる場合は、以下の事例が想定される。

- ・各部所が関係機関や企業等と協定の締結やルールを策定している場合
- ・各部所に直接応援の申し出があった場合
- ・各区災害対策本部が各区災害ボランティアセンターと直接調整を行った場合

(3) ボランティアの受入

一般ボランティア等の受入れは、札幌市社会福祉協議会が設置、運営する「札幌市・区災害ボランティアセンター」が行う。

応援調整チームは、札幌市・区災害ボランティアセンターと十分に連携し、ボランティアを効率的に配置する。

下表に札幌市社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの所在地を示す。

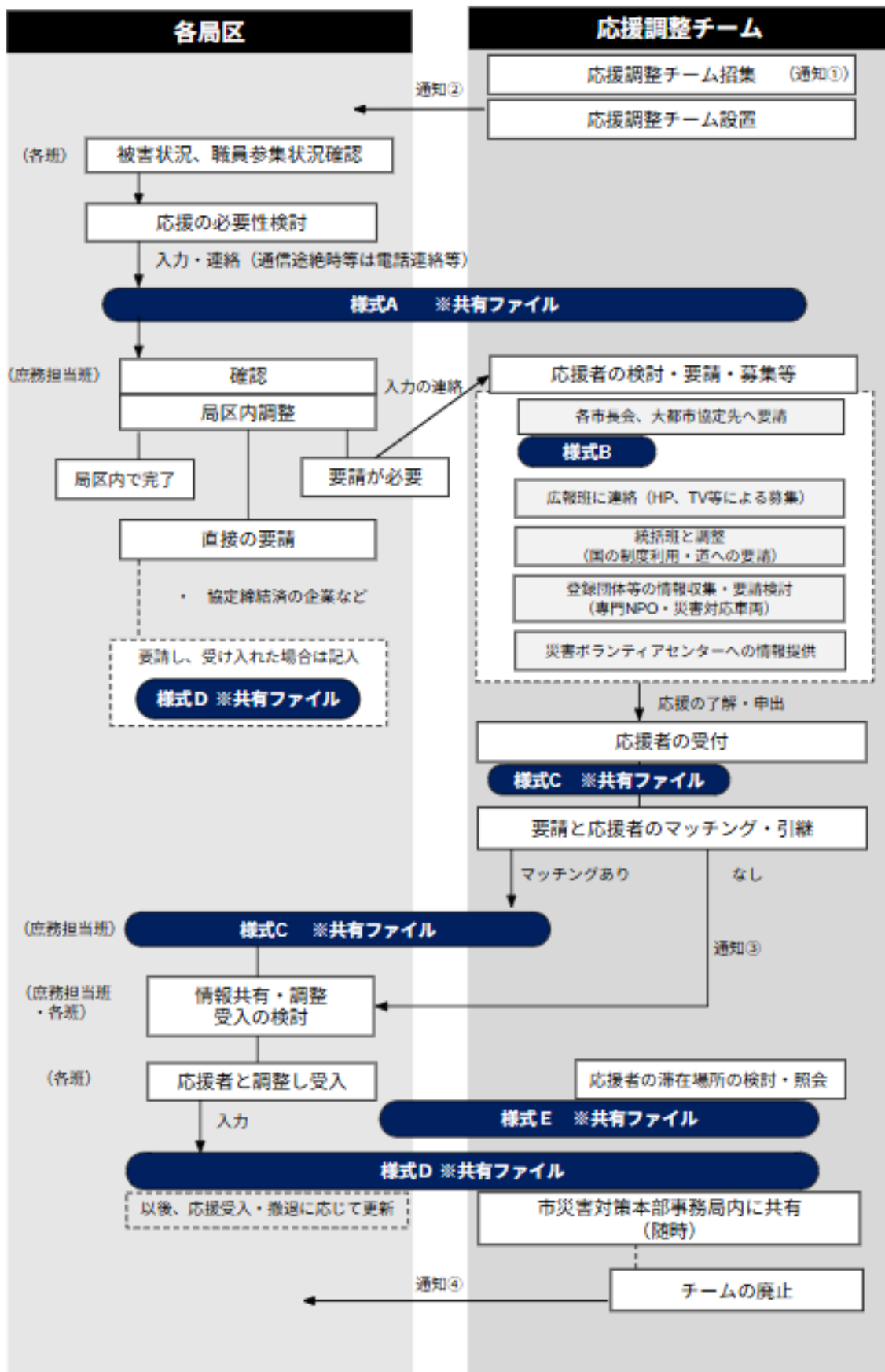
表 札幌市・区災害ボランティアセンター所在地

施設名	住所
札幌市災害ボランティアセンター	札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター4階
区災害ボランティアセンター	各区役所または各区民センター

(4) 相互応援協定

相互応援協定は、地域防災計画 第3章 第4節の協定先一覧を参照とする。

図 4-1 応援受入の基本的な流れ



4-1-2 国及び他の地方公共団体等による支援

国や他の地方公共団体、協定締結都市等からの支援については、あらかじめ定められたルールに基づき、担当局において要請する。担当の定めがない場合や、応急対策職員派遣制度の活用については、応援調整チームが統括班と情報共有しながら調整する。

表 国等による主な支援

関係機関	支援チーム等	主な活動内容・関連URL
自衛隊	災害派遣部隊	・行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・人員や物資の輸送 ・給水等の生活支援 https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/index.html
消防庁	緊急消防援助隊	・被災地における消火、救助、救急活動 ・消防防災ヘリコプターを用いた消防活動等 https://www.fdma.go.jp/mission/prepare/rescue/
警察庁	警察災害派遣隊	・避難誘導、救出救助、行方不明者等の捜索 ・検視、死体調査及び身元確認の支援 ・緊急交通路の確保 ・被災地における犯罪の抑止及び犯罪の検挙 ・相談対応及び防犯指導等 https://www.npa.go.jp/bureau/security/bousai/index.html
総務省	災害テレコム支援チーム (MIC-TEAM)	・情報通信サービスに関する被害状況の把握 ・関係行政機関・事業者等との連絡調整 ・地方公共団体等に対する技術的助言や移動通信機器・移動電源車の貸与等の支援 ・臨時災害放送局の開設支援（設備の貸与） https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban01_04000149.html
文部科学省	被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）	・文部科学省職員の派遣による被災状況や支援ニーズの把握 ・被災文教施設の応急危険度判定 D-EST https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/D-EST/index.html 被災文教施設の応急危険度判定 https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/03061201_00001.htm
厚生労働省	災害派遣医療チーム（DMAT）	・急性期（概ね4～8時間以内）から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地の外に搬送する広域医療搬送 http://www.dmat.jp/
	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・既存の精神医療システムの支援 ・被災地での精神保健活動への専門的支援 ・被災した医療機関への専門的支援 http://www.dpat.jp/
	災害派遣福祉チーム（DWAT）	・避難所における福祉的な視点からの支援（避難生活中の困りごとに関する相談支援、避難所内の環境整備等） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209718.html

	災害支援ナース	・避難所における地域住民の健康維持・確保に必要な看護の提供 ・被災地における看護職員の心身の負担軽減
		https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/kenkyu_00007.html
	災害時感染制御支援チーム (DICT)	・避難所等の衛生状態や健康状況の把握 (情報収集・分析等) ・感染症の専門家による、避難所等における感染症対策の助言
		https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou/dict.html
	日本災害リハビリテーション協会 (JRAT)	・避難所等におけるリハビリテーションニーズの把握 (精神・身体機能、活動能力、転倒リスク等の評価) ・リハビリテーション医療の視点からの、避難者の生活不活性病予防、早期の自立生活の再建に関する支援 (運動指導、安全に自立して生活できる環境の調整、福祉用具の選定・調達等) ・復旧期における、地域のリハビリテーション資源への移行支援
		https://www.jrat.jp/
(公社) 日本歯科医師会	日本災害歯科支援チーム (JDAT)	・避難所や救護所等における歯科治療や口腔衛生の確保のための支援 ・被災地の歯科保健医療専門職等への支援
		https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/
(公社) 日本栄養士会	日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT)	・避難所等の被災者への栄養アセスメントと、その結果を踏まえた栄養・食生活支援 ・特殊栄養食品 (※) ステーションの設置 ※アレルギー対応食や嚥下困難な方向けの軟らかい食事など
		https://www.dietitian.or.jp/jdadat/about/index.html
日本赤十字社	日本赤十字社医療救護班 日本赤十字社心のケア班 日本赤十字社都道府県支部	・医療救護班による巡回診療 ・救護所の設置 ・避難所のアセスメント ・こころのケア活動 ・救援物資の配布 ・災害義援金の受付 ・災害救助法第16条の規定に基づく委託事項
		https://www.jrc.or.jp/saigai/about/
(公社) 日本薬剤師会	薬剤師チーム	・災害処方箋による調剤、服薬指導 ・健康相談 ・避難所等の衛生管理、環境管理
		https://www.nichiyaku.or.jp/
(公社) 日本医師会	日本医師会災害医療チーム (JMAT)	・災害急性期以降における避難所・救護所・介護施設等での医療や健康管理、被災地の医師会・病院・診療所への支援
		https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/002049.html
農林水産省	農林水産省・サポート・アドバイス・チーム (MAFF-SAT)	・被災状況の迅速な把握 ・被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術支援
		https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/index-518.pdf
国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	・被災状況の迅速な把握 ・被害の発生及び拡大の防止 ・道路啓開、湛水排除など

		・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援 ・起床や地震津波等の開設による市町村や関係機関の防災対応の支援（気象庁防災対応支援チーム（JETT））
		TEC-FORCE https://www.mlit.go.jp/river/bousai/pch-tec/index.html
		JETT https://www.jma.go.jp/jma/kishou/intro/gyomu/index_jett.html
	全国被災建築物応急危険度判定協議会	・被災建築物の応急危険度判定
		https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/
	被災宅地危険度判定連絡協議会	・被災宅地の危険度判定 ・擁壁等の宅地の危険度判定
		https://www.hisaitakuchi.jp/
(公社) 日本水道協会	-	・応急給水活動（給水車の派遣等） ・応急復旧活動（施設の応急復旧に従事する職員の派遣等） ・技術的支援（施設の復旧等に関わる技術的助言に関する支援等） ・応急給水・復旧に必要な物資・資機材等の提供
		http://www.jwwa.or.jp/
(公社) 日本下水道協会	-	・応急給水活動（給水車の派遣等） ・応急復旧活動（施設の応急復旧に従事する職員の派遣等） ・技術的支援（施設の復旧等に関わる技術的助言に関する支援等） ・応急給水・復旧に必要な物資・資機材の提供
		https://www.jswa.jp/
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク D.Waste-Net	・一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 ・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援
		D-Waste.Net http://kouikishori.env.go.jp/action/d_waste_net/ 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク） http://kouikishori.env.go.jp/action/jinzai_bank/
内閣府	災害時情報集約支援チーム（ISUT）	・ニーズに応じて災害情報を集約・地図化し、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）での掲載や提供 ・避難所、医療施設やインフラ施設（道路、電気、水道、通信）等の状況を重ね合わせた地図を作成

出典：市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和7年4月 内閣府（防災））

【応急対策職員派遣制度】

地方公共団体間の人的支援については、総務省、地方三団体、指定都市市長会により構築された「応急対策職員派遣制度」による支援の仕組みがある。

具体的には、災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成される「総括支援チーム」による被災市区町村の長への助言、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握などを行う災害マネジメント支援や被災都道府県及び管内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な場合において、被災市区町村ごとに都道府県または指定都市を原則として1対1で割り当て、避難所運営、罹災証明書交付等の災害対応業務を対象とした「対口支援方式」による応援職員の派遣を行うものである。

出典：市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和7年4月 内閣府（防災））

4-2 応援要請・受入の対応方針

本節では、応援要請、受入の対応方針について示す。

なお、応援受入における新型コロナウイルス感染症への対応は、「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」(令和2年5月22日付総行派第20号)に基づき、適切に対応する。

4-2-1 費用負担

費用負担は、法令や協定等で定めている場合を除き、応援主体が行うものとする。

4-2-2 応援者に持参することを呼びかける物資等

災害時には、食料や燃料などが不足し、応援者に対して必要な物資が提供できないことが想定される。

このため応援者に、表 4-1を参考に必要な物資等を持参することを呼びかけることとする。

なお、受入担当者は、応援者との事前調整において、応援を実施するために必要な物資等の情報を提供するものとする。

表 4-1 応援者に持参することを呼びかける品目の例

区分	品目例
持参してもらいたい品目	・食料、飲料 ・寝袋、毛布、キャンプマット ・簡易トイレ ・車両(燃料含む)※車を必要とする業務の場合 ・パソコンおよび通信機器 ・地図
冬期対策に持参してもらいたい品目	・防寒具 ・ストーブ ・スタッドレスタイヤ(車両持参の場合) ・車両用のスノーブラシ(同上)

応援要請する際は、道路の通行止めや鉄道の運行状況等、応援職員が活動拠点に到着するにあたり必要とされる情報について、当該時点で把握している範囲で提供する。また、新型コロナウイルス等感染症まん延時においては、被災地における感染者発生状況等の情報についても提供する。

4-2-3 応援者の滞在場所等

応援者の滞在場所は、以下のように検討する。

- ・応援者の滞在場所については、応援者自身に確保してもらうことを基本として事前に要請を行う。しかしながら、滞在場所を確保せずに来る応援者が多く見込まれることから、各局区で受入シートによって整理した執務スペース(滞在場所)を少なくとも確保するよう努める。
- ・各局区で確保する滞在場所については、応援者は寝袋等を持参する前提であるため、宿泊施設ではなく、会館・会議室などの空きスペースの活用を原則とする。
ほか、あらかじめ整理した近隣の宿泊施設のリストを応援者に送付する。
- ・発災後、各局区において滞在場所が不足した場合は、メール、FAX等で応援調整チームに申し出る。
- ・応援調整チームが市有施設の中から利用できる施設の有無について、各局区に照会を行う(様式E)。照会結果に基づき、各局区と調整を行う。
- ・なお、各局区で確保した施設が重複するなど調整が必要な場合は、応援調整チームが調整する。
- ・北海道が作成している「応援職員宿泊可能施設等リスト」も活用する。

4-3 応援の撤退要請

業務資源の不足が解消され、応援の目的を達成した場合、応援主体に対して撤退を要請する。また、応援主体の都合によって応援を終了する場合は、その意向どおりとする。

4-4 応援者への配慮

応援者が長期にわたり業務に従事した場合、冬期を迎える場合がある。受入担当者は、降雪や寒冷に不慣れな応援者への配慮を積極的に行う。

災害対応業務が長期化した場合、応援者の負担を軽減するために、応援者の交代が重要となる。応援者が交代する場合には、引継の報告事項をあらかじめ整理しておくなど、円滑な引継ぎ方法を検討する。

5 各受入対象業務にあらかじめ定める事項

5-1 検討事項

非常時優先業務の大部分は、災害時に特有な応急業務であり、また、応援の受入手続き等も同様であることから、業務の内容や対応等が具体化されていない場合には、円滑に実施できない可能性がある。

このため、受入対象業務の内容(応援者が行う具体的業務内容、応援者に求める具体的な職種・資格・条件、応援の受入れにあたっての留意点)を検討すると共に、応援者到着後の対応として、以下の3要素を検討する必要がある。

5-1-1 指揮調整体系(応援者への指揮命令)

(1) 指揮命令者等の指定

応援者が円滑に活動するためには、受入側の指揮命令系統を明確化し、的確な業務指示を行う必要がある。指揮命令者が不在の場合や休息をとる場合を考慮し、受入対象業務ごとに最低2名以上の指揮命令者を定めることとする。また、受入対象業務ごとに受入担当者を1名以上定め、応援調整チームとの調整や応援者への指示などを行うものとする。

(2) 応援者に対する現場での裁量権

他自治体等の行政機関から派遣された応援者の裁量権は、業務担当者と同等の裁量権を認めるものとする。

業務担当者は応援者に対し、裁量権の範囲は、あくまで本市職員と同等程度ということをあらかじめ伝えることとする。

また、企業やNPO等の応援者については、受入担当者が裁量権の範囲をあらかじめ示すこととする。

5-1-2 情報処理活動(応援者との情報共有)

各部所の受入担当者は、応援者に対して、活動の概要や具体的な業務の進め方を十分に伝える。

また、受入担当者は、会議やミーティング等を開催し、応援者と情報を共有する。

5-1-3 現場対応環境(応援者のために確保するもの)

受入担当者は、応援者が能力を発揮できるよう現場対応環境を十分に整備する。特に以下の環境を整備する。

(1) 執務スペース

受入対象業務によって、庁舎内で業務を行う場合や、屋外の被災現場等で業務を行う場合がある。また、庁舎内で業務を行う場合でも、受入部所が所管する空きスペースで対応できる場合や、他の場所に新たに執務スペースを確保する必要がある場合もある。

このため、応援者の執務スペースを事前に検討し、新たに執務スペースが必要な場合には、事前に執務スペースを確保する。

また、新型コロナウイルス等感染症まん延時における発災を想定し、十分な換気ができることや「三つの密」(密閉空間、密集場所、密接場面)を避けることなどを考慮して、執務室スペースの確保に努める。

(2) 資料・地図

受入対象業務を実施するために必要な資料・地図などの資材は、新たに用意する必要がある場合や、本市職員と共用できる場合がある。

資料・地図の必要性を事前に検討し、災害時に新たに確保する対策や、応援者に持参してもらう等の対策を検討する。

(3) その他資機材

応援者が受入対象業務を実施するために必要なその他資機材を新たに確保する必要があるか、事前に検討する。

5-2 整理及び管理

第1節で記載した検討事項は、以下のシート等で整理し、管理する。

5-2-1 各課が作成するシート

(1) 受入シート(別記様式)

災害時に具体的な手順等が分からずに応援の受入れに支障が生じることが無いように、あらかじめ必要な情報をまとめた受入シートを作成する。各受入対象業務の受入れに必要な事項や応援側に事前に知っておいてもらいたい事項、応援の受入れに係る手順(業務フロー)等について取りまとめる。

(2) 総括シート(札幌市業務継続計画様式)

業務担当部所ごとに非常時優先業務や受入対象業務の情報を集約した総括シートを作成する。各業務担当部所が扱う非常時優先業務のリストや、職員が不足する場合の各業務の優先度、各業務担当部所で共通となる業務資源の確保状況及び代替手段などについて記載する。

(3) 行動手順シート(札幌市業務継続計画様式)

業務継続計画に基づく非常時優先業務ごとに対応手順等を整理した「行動手順シート」を作成する。

5-2-2 管理方法

「受入シート」は、「総括シート」を表紙として各部所の「受入シート」を印刷し、束ねて課単位で管理する。

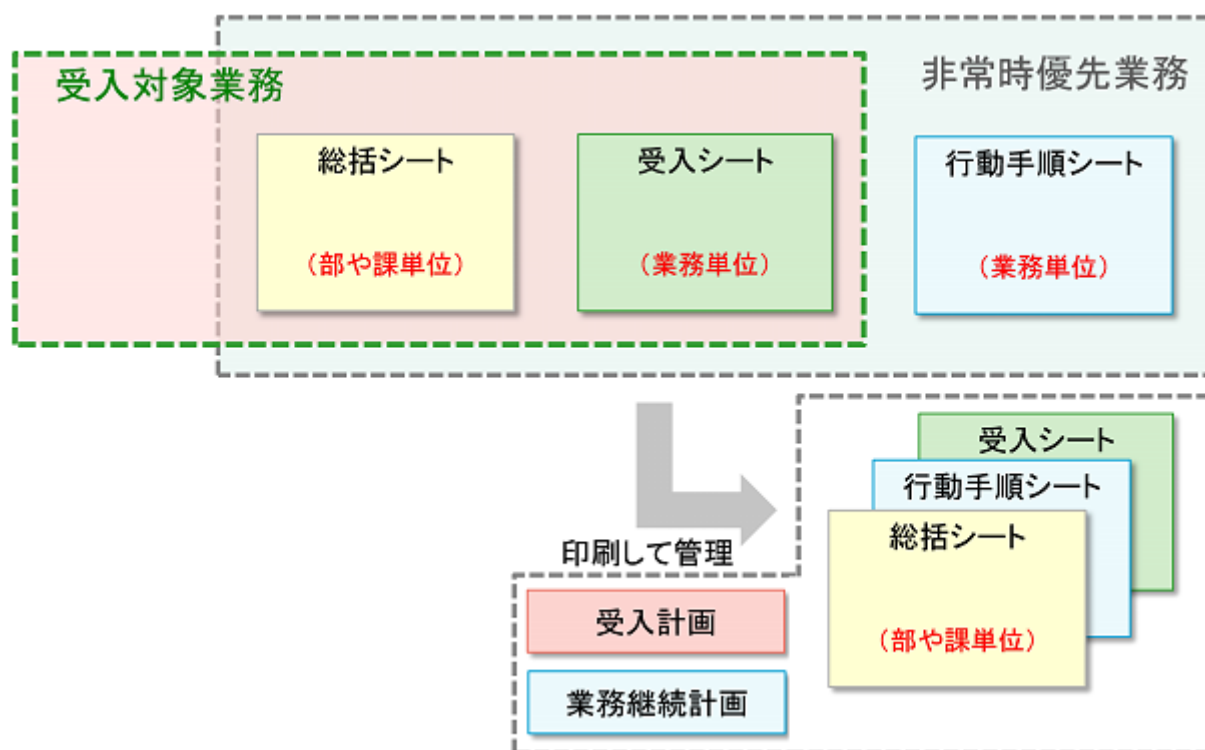
発災時には、参集した職員がそれらを見ながら応援の受入れに係る対応を実施する。

また「行動手順シート」を併せて管理する。

各シートの構成および利用のイメージは、図 5-1のとおりである。

なお、災害時には、本庁舎が利用できない場合やシートのデータを保管するサーバーが故障する場合が考えられることから、あらかじめ代替庁舎等に紙面又はデータを保管する。

図 5-1 受入シート等の構成および利用のイメージ



6 継続的改善

本計画は、最新の知見や国の防災対策制度の変化を踏まえて、業務継続計画と併せて継続的な改善を行う。

本章では、本市の応援受入体制を維持、向上させるための取組み及びそのための推進体制について定める。

6-1 応援受入体制を維持・向上させるための今後の取組み

6-1-1 継続的維持・向上

本計画については、さまざまな訓練や検証等の機会を通じて得た問題点や知見を踏まえ、継続的な計画の見直しを行い、レベルアップを図るとともに、毎年度の人事異動や組織改編等を踏まえ、定期的な見直しを行う必要がある。このため受入シートについては、各局区で継続的に改善・修正を行う。

また、受入シートは、災害時に活用するため、各局区及び災害ボランティアセンター（札幌市社会福祉協議会）で共有することから、各局区は受入シートを修正した場合は危機管理局に報告する。

危機管理局は、受入シート等の修正について各局区から報告を受けた場合、適宜、各局区及び災害ボランティアセンターに通知する。

応援調整チームについても、招集から各局区の応援要請の取りまとめ、応援要請に至るまでの流れを毎年度確認し、災害対策本部訓練等において定期的に訓練を行い、手順の改善を図る。

6-1-2 本計画の職員等への浸透・定着

本計画の発動にあたっては、受入対象業務を実施する全職員が各々の役割を理解することが重要である。

このため、研修や訓練などを定期的 to 実施し、所属職員の本計画に対する理解の促進に努めるものとする。また、本市の業務に関連する他機関との連携も重要であることから、必要に応じて協議し、連携強化を図るものとする。

6-2 応援受入体制を維持・向上させるための推進体制

本計画の推進にあたっては、進行管理が重要であることから、平成17年3月に策定した「札幌市危機管理基本指針」で定める危機マネジメントシステムを用いて行う（図 6-1）。

危機管理責任者（各局区長）は、各局区内の訓練や研修、次節に掲げる今後の対策等について、それぞれ主体的に取り組むこととし、また、統括危機管理責任者（副市長）直轄組織であ

る危機管理局は、各局区への取り組みに関する支援に努め、本計画の進捗管理や適切な計画の見直しなどの統括管理を通じ、計画を推進することとする。

危機マネジメントシステムとは…

危機管理に関する責任の所在を明確にするとともに、平常時から緊急時における組織の問題点や課題を事前に抽出し、評価、見直しを行って、常に適切な対応体制を整える手法である

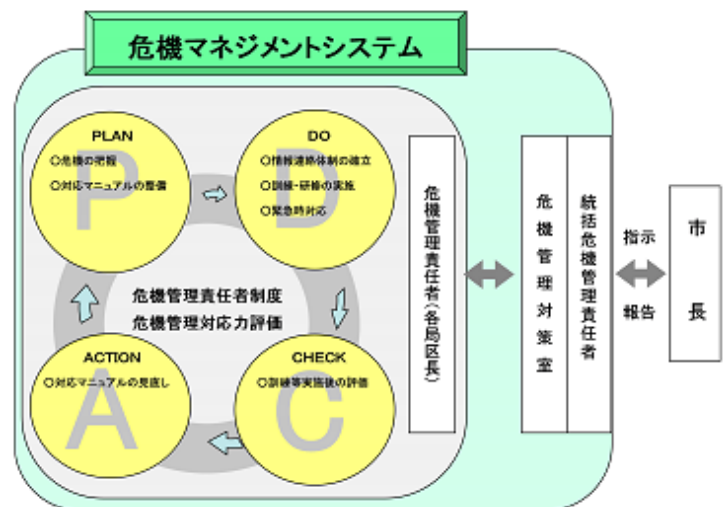
(1) 危機管理責任者制度

各局区長を危機管理責任者（以下「責任者」という。）、危機管理局を担当する副市長を統括危機管理責任者（以下「統括責任者」という。）とし、責任者が主体的に所管業務における危機管理を行うもの。

(2) 危機対応力評価

責任者が平常時において、危機の把握、連絡体制の整備、訓練・研修の実施等あらかじめマニュアル等で定めた緊急時における対応体制について、毎年自己評価を行い、不適合な部分の見直しを行うもの。

図 6-1 危機マネジメントシステムの概要



7 応援要請等に係る様式集

別記様式 受入シート

様式A	応援要請書
様式B	協定に基づく応援要請について
様式C	応援受付表
様式D	応援者受入状況
様式E-1	応援者の滞在場所の提供について(照会)
様式E-2	応援者の滞在場所の提供について(回答)

札幌市応援者受入計画
平成28年(2016年)7月発行
令和5年(2023年)3月改定
令和8年(2026年)3月改定
編集・発行 札幌市危機管理局
〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目

SAPPORO